

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定に基づき、公告する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 就任監事の住所及び氏名
横手市上境字石田108番地

照井 貢